

民事手続判例研究

福岡民事訴訟判例研究会

濱田, 陽子
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2289>

出版情報 : 法政研究. 69 (1), pp.161-168, 2002-07-19. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

民事手続判例研究

福岡民事訴訟判例研究会

労働者災害補償保険法に基づく保険給付の不支給決定取消訴訟において事業主が労働基準監督署長を補助するため訴訟に参加することが許された事例

最高裁平成一二年（行フ）第三号、補助参加申出の却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
最高裁平成一三年二月二二日第一小法廷決定、破棄差戻裁判所時報一二八六号三頁、判例時報一七四五号一四四頁、判例タイムズ一〇五八号一一九頁、労働判例八〇六号一二頁

瀨田陽子

【事案】

本件の本案訴訟は、訴外Aの妻Xが労働基準監督署長Yを相手取って提起した、Yの遺族補償給付等不支給決定の取消しを求める行政訴訟である。Aは、昭和三十九年七月に、段ボール製造販売業者Zの松山工場に採用された。その後

Aは、平成六年四月に小山工場販売課内勤販売担当課長に就任、平成七年四月には同工場販売課内勤課長に就任したところ、同年五月一日、勤務中に「クモ膜下出血」によって死亡した。Aの妻Xは、Aの死亡は長時間労働による過労が原因であるとして、栃木県労働基準監督署長Yに対し、労働者災害補償保険法（労災保険法）による遺族補償給付および葬祭料を請求した。しかし、Yは、平成八年一二月二六日に遺族補償給付を支給しない旨の処分決定を、平成九年一月六日には葬祭料を支給しない旨の処分決定を、それぞれ下した。これに対してXは、同年九月二〇日に、前記二つの処分（以下、本件処分と呼ぶ）の取消しを求める訴えを提起した。

Aの雇用者であったZは、本案訴訟の第一回口頭弁論期日後に、Yに対する補助参加を申し立てた。その理由としては、①本案訴訟における重要な争点の一つは業務と死亡との因果関係（業務起因性）であり、それが認められると、Xから労働基準法（労基法）に基づく災害補償請求、または安全配慮義務違反に基づく損害賠償を求める訴訟が提起される可能性があること、②労働保険の保険料の徴収等に関する法律（徴収法）に基づき、次年度の保険料が増額される可能性があることを主張した。この申立てに対してX

が異議を述べたところ、原々決定（宇都宮地決平成一二年二月二四日、判例集未掲載）はZの申立てを却下し、Zは即時抗告した。

原決定（東京高決平成一二年四月一三日、労働判例七九三号七一頁）もZの抗告を棄却して、次のように述べた。すなわち、行政事件訴訟法第二二条一項の「訴訟の結果により権利を侵害される第三者」とは、処分取消判決の効力を受けることにより、または取消判決の拘束力による新たな処分がなされることにより権利を侵害されることになる第三者のことであり、民事訴訟法第四二条の「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」とは、判決理由中で判断される事項についてではなく、判決主文に示される訴訟物たる権利または法律関係の存在について、事実上の利害関係ではなく法律上の利害関係のある第三者のことである。そして、①本案訴訟において業務起因性が認められたとしても、これによって当然に安全配慮義務違反等を理由とする損害賠償請求訴訟における相当因果関係が認められるわけではないので、前者における業務起因性の判断は後者におけるZの損害賠償責任の有無についての判断に事実上不利な影響を及ぼすおそれがあるにとどまり、本件処分取消請求の帰趨によりZに何らの権利義務の変動を生ずる

ものではないので、Zにつき法律上の利害関係があると言ふことはできない。②徴収法第一二条三項は、本案訴訟の結果により当然に保険料の増額がされることを定めたものではない。

この決定に対してZは許可抗告を申し立て、それが認められて本決定に至った。

【判旨】

原決定破棄、差戻し

①「労基法第八四条によると、労災保険法に基づいて労基法の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合においては、使用者は補償の責を免れるものとされているから、本案訴訟において本件処分が取り消され、相手方に対して労災保険法に基づく遺族補償給付等を支給する旨の処分がされた場合には、使用者である抗告人は、労基法に基づく遺族補償給付等の支払義務を免れることとなる。そうすると、本案訴訟において被参加人となる栃木県労働基準監督署長が敗訴したとしても、抗告人が相手方から労基法に基づく災害補償請求訴訟を提起されて敗訴する可能性はないから、この点に関して抗告人の補助参加の利益を肯定することはできない。また、本案訴訟における業務起

因性についての判断は、判決理由中の判断であって、労災保険法に基づく保険給付の不支給決定取消訴訟と安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟とは、審判の対象及び内容を異にするのであるから、抗告人が本案訴訟の結果について法律上の利害関係を有すると言うことはできない」

②「徴収法一二条三項各号所定の一定規模以上の事業においては、労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行政事件訴訟法三三条の定める取消判決の拘束力により労災保険給付の支給決定がされて保険給付が行われ、次々年度以降の保険料が増額される可能性があるから、当該事業の事業主は、労働基準監督署長の敗訴を防ぐことに法律上の利害関係を有し、これを補助するために労災保険給付の不支給決定の取消訴訟に参加することが許されるところと解するのが相当である」

【評釈】

補助参加が認められる要件として、民事訴訟法第四二条は「訴訟の結果について利害関係を有する」ことを定めている。第三者が有する補助参加の利益は、法律上の利害関係を必要とし事実上の利害関係だけでは不十分とされている。

また、法律上の利害関係とは、財産法上のものでも身分法上のものでもよく、私法上のものに限らず公法上のものでもよい。このことについては、ほとんどの学説において述べられているところである。

法律上の利害関係は、訴訟の結果について存在することが要求されている。ところが、この訴訟の結果に関して、学説はいまだ意見の一致を見ていない。伝統的な学説によると、訴訟の結果とは本案判決の主文で示される訴訟物たる権利または法律関係の存否のことであり、単に判決理由中で判断される事実や法律関係の存否についての利害関係では足りない^①と説明される。このような判断基準が提唱された理由としてはいくつかが考えられるが、^②現在実務において最も多く採用されているのはこの考え方に^③基づく基準であると思われる。

このような伝統的な理解に対して、近時の有力説は、補助参加の利益は判決主文に限られるのではなく、理由中の判断についてまで認められるべきであると主張する。その理由として、判決主文中の判断についてよりもむしろ理由中の事実上ないし法律上の判断の方が後訴における補助参加人への影響力が大きいこと、^④あるいは、その訴訟の主要な争点についての判断を前提にして参加人の権利義務その

他法的地位が認められる関係にあることから、被参加人の敗訴が参加人の法的地位を不利に決定するおそれがある関係があれば、それは訴訟の結果に利害関係をもつ⁽⁵⁾などと説明されている。

また、判決の後訴における影響力という点からではなく、補助参加人自身の法律上の判断あるいはその前提となる法律関係や事実関係についての判断が補助参加人に事実上の不利益を及ぼすことが問題であるとして、当該訴訟において予想される判断が補助参加人の地位に影響を及ぼす際には、判決主文や理由中の判断などを問わず補助参加人の利益を認めるべきであるという説も存在する⁽⁶⁾。さらに、判決が有する影響力という視点からではなく、現在当事者間で争われている事項について、第三者が紛争主体として独自の立場から主張立証を行うことが公正または公平かという点から補助参加の利益を判断すべきであるとの見解も提唱されている⁽⁷⁾。

このような学説の潮流にあつて、本決定は、伝統的な考え方に従ったものであるように思われる。しかしながら、それ以上の意図も含まれていると解することができるのではなからうか。

本決定は、訴訟の結果について、不支給決定取消判決が

下されるとそれに基づいて労災保険給付決定が下され、その結果次々年度の保険料が増額されるために、事業主は訴訟の結果に利害関係を有すると判示している。しかしながら、これは判決主文から当然に導き出される結論ではないと思われる。たとえば、不支給決定取消判決が下されたとしても、その内容が手続上の瑕疵や考慮すべき事実の欠如によるものであるからもう一度改めて決定手続を行うべきであるという判断であつたら、取消判決が下された後必ず保険支給決定が下されるとは限らない。原決定も述べているように、本決定の根拠条文である労働保険の保険料の徴収等に関する法律第一二条三項は、不支給決定取消判決によつて当然に保険料の増額がされることを定めたものと解することは難しいであろう。むしろ、補助参加を認めるにあつて、裁判所は、本案である取消判決の主文ではなく、その根拠となる理由中の判断について、あるいは今後の訴訟過程において争点となりうる事柄について、事業主に何らかの利害関係があると判断したのではなからうか。これは、本件補助参加が本案訴訟の第一回口頭弁論において弁論準備手続に付された直後に申し立てられたものであること、そして、原決定の事実認定において「基本事件の重要な争点の一つは因果関係（業務起因性）の有無であり」と

記されていることから読み取ることができよう。

すなわち、本決定は、判決本文に示される訴訟物のみに着目して参加を認めたのではなく、たとえば訴訟資料の充実など、実際の審理過程も視野に入れてなされた決定と解することができる。いくつかの補助参加申立事件においては、従来の兼子理論の枠組みを超えて、より柔軟に参加の利益が認められている⁽⁸⁾。本決定もこの流れに沿うものといえよう。決定文自体は、訴訟の結果に利害関係を有するの補助参加が認められる、と従来からの理論にのっとって判断したかのごとく書かれることが多い。しかしながら、実際に裁判所が補助参加の許否を判断する場合には、このような利益状況に加え、紛争の性格、事件の流れなどといった動的な要素がその判断の根底に潜んでいるものと思われる。その要素とは、具体的にいえば、参加申出の時期や訴訟資料・証拠資料の充実の面、訴訟の複雑化の防止などが挙げられよう。補助参加が認められた最近の事例⁽⁹⁾を検討しても、その決定文の行間からこのような傾向を読み取ることができるのではなからうか。そして、このような弾力的な訴訟運営を受けて、学説としては、訴訟過程において微妙に揺れ動く当事者間および当事者と裁判所との間の関係を、うまく解釈に反映するような手法を探し出さなけ

ればならないであろう。

裁判所が補助参加の利益を緩やかに認める根拠としては様々なものが考えられるが、その一つとして、実社会に存在する紛争をありのままの形で訴訟の場にのせ、関係者も含めた総合的な紛争解決を志向すべきであるとの姿勢を挙げることができるのではなからうか。本件補助参加申立てに対して異議を申し立てたのは、本案訴訟の原告である。原告は、遺族補償給付の不支給決定の取消しを求めて、労働基準監督署長を相手取り本案訴訟を提起した。そこでの主要な争点は、不支給決定の理由となった業務起因性に関するものと予想される。労働基準監督署は、労災保険給付の支給について判断する際には、事業主から提出された報告書をもとに判断する。ところが、その判断の当否を争う訴訟の場において、当該判断の基礎である報告書を作成した事業主は当事者となることはできない。すなわち、訴訟当事者として対立しているのは原告遺族と被告労働監督署長であるが、実際の紛争において対立しているのは原告遺族と参加申立人事業主だといえることができる。事業主が関与できない手続において、事業主が作成した報告書の当否について争われることになるのである。そのような争いにおいて、事業主に対して、自分が作成した報告書の正当

性について主張する機会が保障されるべきではなからうか。このことは、株主代表訴訟において、会社がその意思決定の正当性・適法性を主張するために被告取締役側に補助参加する場合⁽¹⁰⁾にも通じるところがある。本決定は、実社会における紛争形態を変化させずに、その紛争の場を訴訟手続に移行させることができた一つの事案であると解することができよう。

補助参加申立ての当否について裁判所が判断できるのは、当該補助参加申立てについて訴訟当事者から異議が申し立てられた場合に限られている。訴訟当事者による異議申立てがなされない以上、裁判所は補助参加申立てについて何らかの制限を加えることはできないのである。すなわち、補助参加の制度は、訴訟外の紛争当事者が訴訟に参加することによって、当事者が独自に訴訟形態を作り出すことを積極的に認めた制度であり、裁判所はこのような当事者らの行動をむやみに封じるべきではないであろう。独立当事者参加や共同訴訟参加などと比較して参加の要件が緩やかに規定されているのも、このような当事者らの動きを活発にするためであるということができよう。

裁判所は、紛争解決の場である訴訟において、固定的な権利義務関係にあまり固執すべきではない。訴訟における

争点は流動的であり、その流れに応じた訴訟指揮をなすべきである。特に、紛争当事者が自らのイニシアティブで訴訟形態を作り出そうとしている際に、厳格な解釈によってその動きを封じるのではなく、むしろ、紛争の実態を見据えた柔軟かつ適切な訴訟形態を作り出すべきであろう。そして、補助参加の利益を判断するにあたっては、紛争の実体や全体像を見通した上でなるべく広く補助参加の申立てを認める方向で運用すべきである。その際に考慮すべき事は、訴訟運営に関する裁判所独自の利益と、当該補助参加の申立てに対して異議を申し立てた訴訟当事者の利益であると思われる。

(1) 兼子一『民事訴訟法体系〔増訂版〕』三九九頁（一九六五年、酒井書店）、菊井維大・村松俊夫『全訂民事訴訟法〔追補版〕』三五四頁（一九八四年、日本評論社）、三ヶ月章『民事訴訟法〔第三版〕』二七九頁ほか。

(2) 井上治典教授は、この理由として、(a)補助参加の典型例とされた、債権者・保証人間の訴訟への主債務者の参加や追奪訴訟への売主の参加を、理論的に説明できること、(b)第三者の訴訟関与の根拠について、当事者間の訴訟物についての権利または法律関係の形成と第三者の法的地位（権利関係）を、直接的な因果関係で規律することができ

- ること、(c)取引関係が複雑化していない時代状況にあっては、参加の利益を限定的に解してもそれほど支障がなかったこと、(d)実務家が、第三者の手続関与によって訴訟が複雑化することを好まなかったこと、(e)「訴訟の結果についての利害関係」という法文の文言が、訴訟結果＝判決主文にあらわされる訴訟物、という考え方に結びつきやすいこと、の五点を挙げている。井上治典「補助参加の利益・半世紀の軌跡」判例タイムズ一〇四七号七頁(二〇〇一年)。
- (3) このような考え方に基づく判例として、大決大正一一年七月一七日(民集一卷三九八頁)、東京高決昭和五〇年五月一六日(判例タイムズ三二九号一三二頁)、名古屋高決昭和五〇年一月六日(判例時報八一一号六六頁)、東京高決昭和六〇年一月一九日(無体財産権関係民事・行政裁判例集一七卷三号六〇七頁)、東京高決平成三年一月一六日(判例タイムズ七九二号一〇〇頁)、名古屋高決平成八年七月一日(中部電力株主代表訴訟補助参加申立事件、判例時報一五八八号一四五頁)などが挙げられる。
- (4) 兼子一「竹下守夫」新堂幸司「松浦馨」条解民事訴訟法一七七頁(一九八六年、弘文堂)、谷口安平「口述民事訴訟法」二八六頁(一九八七年、成文堂)。
- (5) 新堂幸司「新民事訴訟法(第二版)」六九三頁(二〇〇一年、弘文堂)。
- (6) 伊藤眞「補助参加の利益再考—判決の証明効に対する疑問—」民事訴訟雑誌四一号一六頁(一九九五年)。
- (7) 井上治典「補助参加の利益・再論」同「多数当事者の訴訟」一八三頁(一九九二年、信山社)。
- (8) たとえば、村の住民大会で寄付金拠出の申し合わせがあったことに基づく村の出納係の寄付金請求訴訟において、被告となつている者以外の村民が被告側へ補助参加することが認められた事例として、大決昭和八年九月九日(民集一二卷二二四九号)、所在不明の夫に対する金銭請求訴訟において、被告の妻が夫側に補助参加することが認められた事例として、名古屋高決昭和四三年九月三〇日(高民集一一卷四号四六〇頁)などが挙げられる。最近の事例としては、死刑判決確定者の外部交通申請不許可処分取消訴訟において、外部交通申請書の書面の宛先として記載された者らが申し立てた補助参加が認められた事例として、東京地決平成三年七月一二日(判例タイムズ七八〇号一七六頁)。地方自治法二四二条の二第一項四号の代位請求訴訟において、当該地方公共団体が申し立てた被告側への補助参加が認められた事例として、宇都宮地決平成三年一月三一日(行政事件裁判例集四二卷三号三八六頁)、鹿児島地決平成九年八月一八日(判例地方自治一七二号一六頁)、東京高決平成一一年六月九日(東京高裁判決時報(民事)五〇巻一〜一二号二二頁)。株主代表訴訟において、会社が申し立てた被告側への補助参加が認められた事例として、東京地決平成九年五月八日(セイコー株主代表訴訟補助参加申立事件、判例時報九八四号二三七頁)、東京高決平成

九年九月二日（同、判例時報一六三三号一四〇頁）、東京地決平成一二年四月二五日（興銀株主代表訴訟補助参加申立事件、判例時報一七〇九号三頁）、最決平成一三年一月三〇日（万兵株主代表訴訟補助参加申立事件、民集五五卷一三〇頁）などがある。

(9) たとえば、前出鹿児島地決平成九年八月一八日では、「判決主文における訴訟物の判断に劣らず、執行機関又は職員の右財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否についての判断にも重要性があるといえるから、その例によるとされる民事訴訟法六四条の『訴訟ノ結果ニ付利害関係ヲ有スル』とは、判決主文における訴訟物に関する判断について、被参加人と法律上の利害関係を共通にする者に限られると形式的にのみ解するのではなく、判決理由中で判断される『執行機関又は職員』の財務会計行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について、実質上、被参加人と法律上の利害関係を共通にする者も含まれると解するのが相当である」と示され、また、前出東京地決平成一二年四月二五日では、「補助参加の趣旨・目的に鑑みると、補助参加人が訴訟物自体の判断について利害関係を有しないとの一事をもって補助参加の利益を欠くとするのは狭きに失するといふべきである。『訴訟の結果について利害関係を有する』とは、通常は判決主文で示される訴訟物に対する判断によって法律上の地位が影響される場合を示すものと解されるが、理由中の判断であっても、重要

な争点に関する判断であれば、これにより第三者の法的地位ないし法的利益に一定の影響を与えることがありうるから、これをもって訴訟の結果について利害関係を有するものと認めるべき場合があることは否定できない」と述べている。

(10) 前出最決平成一三年一月三〇日において、「株式会社株主代表訴訟につき中立的立場を採るか補助参加をするかはそれ自体が取締役の責任にかかわる経営判断の一つであることからすると、補助参加を認めたからといって、株主の利益を害するような補助参加がされ、公正妥当な訴訟運営が損なわれるとまではいえず、それによる著しい訴訟の遅延や複雑化を招くおそれはなく、また、会社側からの訴訟資料、証拠資料の提出が期待され、その結果として審理の充実が図られる利点も認められる」と示されている。

※本事件に関する判例批評として、脱稿後校正中に、手塚和彰・ジュリスト一二二〇号一三九頁（二〇〇二年）、岩出誠・労働判例八二〇号五頁（二〇〇二年）に接した。なお差戻審は、東京高決平成一四年二月二七日（労働判例八二〇号一二頁）。